

2025 年 5 月 13 日

院外処方箋における疑義照会簡素化の Protocol
(第 3 版)

山梨大学医学部附属病院薬剤部

山梨大学医学部附属病院と事前に合意を行った保険薬局は、以下の項目については処方医の負担軽減や薬局での患者待ち時間の短縮の観点から、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への疑義照会を不要とする（麻薬に関するものは除く）。

ただし、保険薬局での運用においては患者が不利益を被らないように、全ての患者に十分説明を行い、同意を得てから調剤を行うものとする。また、下記の合意の範囲内においても、判断に悩んだ場合は必ず疑義照会を行なうこと。

1. 半割・粉碎

アドヒアランスなどの理由により半割、粉碎すること。

但し、抗悪性腫瘍剤は除く。

例：ワーファリン錠 2.5m g（粉碎）	→ワーファリン錠 1m g	2 錠
	ワーファリン錠 0.5m g	1 錠
例：ワーファリン錠 2.5m g	→① ワーファリン錠 1m g	2.5 錠
	→② ワーファリン錠 1m g	2 錠
	ワーファリン錠 0.5m g	1 錠

※安定性のデータに留意して下さい。

2. 一包化調剤

「患者の希望」または「アドヒアランス不良で一包化による向上が見込まれる」の理由に一包化調剤すること。（抗悪性腫瘍剤、「一包化不可」のコメントがある場合は除く。）

※安定性のデータに留意して下さい。

3. 残薬調整

薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を短縮して調剤すること。（外用剤の本数の変更も含む）

例：バイアスピリン錠 100m g 30 日分→25 日分（5 日分残薬があるため）

サンコバ点眼液 3 本 →1 本 （2 本残薬があるため）

※処方日数の延長およびゼロ（処方削除）とすることは合意範囲外とする。

4. ビスホスホネート製剤の処方日数適正化

週 1 回あるいは月 1 回の製剤が連日投与、他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化すること。

例：（他の処方薬が 14 日分の処方の時）

ボナロン経口ゼリー35m g 1 包 分 1 起床時 14 日分 →2 日分

例：（他の処方薬が 56 日分の処方の時）

ボナロン経口ゼリー35m g 1 包 分 1 起床時 7 日分 →8 日分

※必ず残薬の有無を確認の上、実施してください。

5. 外用薬の使用部位

外用剤の用法（適用回数、適用部位、適用タイミング等）が口頭で指示されている場合（処方せん上、用法指示が空白あるいは「医師の指示通り」が選択されている）に用法を追記すること。

【薬歴上または患者面談上用法が明確かつ用法に疑義が生じない場合】

例：口頭で腰痛時に貼付するよう指示があったと患者から聴取した場合

ケトプロフェンテープ 20m g 3 袋 1 日 1 回貼付 →1 日 1 回腰に貼付

- ◆ 変更後は「トレーシングレポート」などによる情報のフィードバックを Fax でお願いします。

トレーシングレポートの書式は自由ですが、当院薬剤部 HP 内にもございますので、必要に応じてお使いください。

- ◆ 薬剤部の情報は当薬剤部ホームページ「保険薬局の方へ」をご覧ください。随時情報公開していきますので適宜ご活用下さい。

- ◆ その他のお問い合わせは薬剤部調剤室にご連絡下さい。
お問い合わせ先：055-273-1111（大代表）薬剤部調剤室（5308・5309）
FAX 送信先 ：055-273-6672

- ◆ 新規合意に関するお問い合わせは下記までお願いします。
お問い合わせ先：055-273-1111（大代表）
Email：yakuzai-jimu-as@@yamanashi.ac.jp
（注意：メールアドレスの@@を@に置き換えてください）

令和4年12月 7日(第1版)

令和6年12月16日（第2版）

令和7年5月13日（第3版）